

08 文部科学省(特区第12次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 係庁
1057010	保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭資格認定試験科目の一部免除	保育士資格を有する者に対しては、幼稚園教諭資格認定試験科目のうち、「教育原理」「発達心理学」「保育内容」の3科目を免除する。	幼保一元化の流れを受けた「認定子ども園」は、一貫した保育・教育を実施するものとして保護者から一定の評価を得ているが、その運営をより効果的に行なうためには、保育士と幼稚園教諭の両資格を有する者による職務遂行が望ましい。よって、両資格の取得を促進するため、保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭認定試験の一部免除を行なう。なお、幼稚園教諭免許を有する者に対しては、保育士試験科目の一部免除が既に行なわれており、試験科目の一部免除措置のバランスを保つうえでも、本措置は望ましい。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	東京都	文部科学省
1002010	新構造中学校開設	就職を前提とした中学校の開設	現在、小学校を卒業すれば自動的に、全員が中学校へ、進学するようになっている。しかし、中には、小学校の教科内容を理解できていない児童もいる、と思われる。そうして、そのまま中学校へ進学し、受験競争へと巻き込まれている。このため、いじめも、起こり易い。そこで、就職を前提とした教育を実施する中学校を新たに開設することで、このような状況を改善したい。この学校の卒業生が、派遣社員やパートの占める比率が、正社員の1割以下の企業や、中卒社員の受入体制を整えている企業に採用されれば、卒業生の純粋な能力を伸ばしていくことができるものと考える。		個人	三重県	文部科学省
1003010	通級指導教室設置要件の緩和	深谷市立教育研究所内に通級指導教室として公立小・中学校の分教室を設置する。	深谷市立教育研究所内に通級指導教室として公立小・中学校の分教室を常態として設置する。教育研究所内に設置するがあくまでも独立した施設として位置付ける。 提案理由 発達障害を抱え通常の学級で授業を受けている児童生徒に対して、情緒の安定や、聞こえと言葉の学習を通級指導教室において指導することは重要である。しかし、特に小学校高学年や中学生など授業時間に、他校へ通級することをためらう児童生徒は多数いる。その児童生徒を受け入れるためには、心理的障害を取り除く必要がある。そこで、通級指導教室を学校外に設置し、しかも、多数の児童生徒への対応をするためには、常態として設置する必要がある。このことにより他校へ通級することをためらう児童生徒に対して門戸を開くことになる。また、分教室に配置された教員は通級指導教室が教育研究所内に設置されることになるが、教育研究所の職務は一切行わない。分教室に配置された教員は、当然のこととして所属校の校長の管理を受けることになるので、所属校の職員会議への出席、校長による勤務実績の管理、教育課程の管理等、学校への所属を明確にするような処置を講じる。		深谷市	埼玉県	文部科学省
1094010	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入	地方公務員の高齢者部分休業は、1週間を通じて20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業においても、育児休業法における育児短時間勤務職員の並立任用と同様の制度を創設し、同一の職に二人の任用(並立任用)を可能とする。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。	若手教員採用による学校活性化	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省

08 文部科学省(特区第12次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1094020	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引き下げ	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制度の導入を前提として、教員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げる。	<p>・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとって多様な世代の教師に触れることが望ましい。</p> <p>・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。</p> <p>・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。</p> <p>・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。</p> <p>・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。</p> <p>・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を前提としつつ、並立任用対象者を拡大するために、高齢者部分休業の取得可能年齢を55歳から50歳に引き下げを提案するものである。</p>	若手教員採用による学校活性化	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
1113010	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管(社会教育について)	<p>地方自治法第180条の8(学校に関することを除く)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く)</p> <p>文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。</p>	<p>教育委員会の職務権限のうち、社会教育 文化財保護 社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>		千代田区	東京都	総務省 文部科学省
1113011	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管(文化財保護について)	<p>地方自治法第180条の8(学校に関することを除く)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く)</p> <p>文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。</p>	<p>教育委員会の職務権限のうち、社会教育 文化財保護 社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>		千代田区	東京都	文部科学省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1037010	地域の活性化を図るため、地域を 限った大学獣医学部の設置の許 可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、 短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学 定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の 定員増の規制の地域解除	<p>(具体的事業の実施内容) 都市再生機構が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人加計学園が、大学獣医学部を設置し、若者の流出により厳しさを増す地方都市に若者を呼び、大学を核として市域への食品産業や製菓・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由) 今治市、都市再生機構及び愛媛県は、3者で大学誘致に努めてきたが、大学立地は地の利(都市の利便や若者の人気)にその成否が左右されるといわれる中で不調に終わり、進学等に伴う若者の流出や人口減少により都市の活力の低下が続いている。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ特区が地の利となって地域再生を図ることが可能になる。獣医学部(科)は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか定員がなく、四国には1つも獣医学部がない。農林水産省が本年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」でも四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされている。このため、今治市において、新興の動物の伝染病や人獣共通の感染症に対応でき、また魚病学の研究を深めるなど先端的かつ特色のある人材養成を行いたい。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないもの考えられる。今治市及び愛媛県は、大学誘致と大学を核とする企業誘致で地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給緩和に寄与する特区を提案する。</p>		今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
1085020	国立大学法人による出資の対象 の拡大	現行制度においては、国立大学による出資の対象は、当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業である特定大学技術移転事業を実施する者に限られているが、これを当該国立大学における研究活動等の成果であって、技術に関するものを含め、地域活性化や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業を実施する者にまで拡大する。なお、出資の比率については50%未満を上限とする。	地域に密着した大学の役割という観点から、地域の再生や新しい地域産業の創出につながる研究の成果を当該地域において活用するための事業は出資の対象として適当である。また、国立大学の自由な活動という観点から、出資の範囲を限定することは妥当ではない。加えて、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当である。そこで、国立大学を地域再生及び地域の生産性向上のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮し、地域の再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、これまで数回にわたって提案を行ってきたところであり、前回の提案に対して、文部科学省から「国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた大学発ベンチャーなど、その対象範囲のほか、事業の公益性や成熟性を担保するための条件や政策的見地からの必要性等について検討中です。」との回答があったところである。そこで、今回は、それらを踏まえ、対象範囲、事業の公益性及び成熟性を担保するための条件、政策的見地からの必要性等についても、別添補足資料1のとおり具体的な提案を行う。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産戦略研究所	東京都	文部科学省
1085030	独立行政法人(国立大学法人)による 余裕金の運用方法の拡大	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式等によっても弾力的に運用できることとする。	地域に密着した大学の役割という観点から、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、研究環境を充実させる目的で行われたものであるから、その目的の範囲を逸脱しない限り、できる限り自由な形態での運用を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、寄附の株式等による運用も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、前回は提案を行い、文部科学省から「国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中です。」との回答があったところである。そこで、今回はそれらを踏まえ、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別添補足資料2のとおり具体的な提案を行う。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産戦略研究所	東京都	総務省 文部科学省

08 文部科学省(特区第12次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1093040	医学部入学定員要件の緩和	「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するべき医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 (提案理由) 平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。		兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1093050	医学部入学定員要件の緩和	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するべき医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 (提案理由) 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。		兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1103010	ボランティア活動による大学での単位取得	現行法を緩和し、大学において、各学生によるボランティアの活動実績・報告による単位取得を可能にする。	実施内容 各学生が地域の公共機関・施設を通じたボランティア活動を行い、活動報告を大学に提出。一定の基準を満たした学生に対し、単位を認定する。本授業においては担当教員は置かず、(株)パソナより、学生の活動に対し評価を行い、その評価に基づき大学は単位の認定を行う。(株)パソナ作成の単位認定基準等詳細は添付資料参照)。 提案理由 昨今、犯罪の低年齢化・核家族化等により、地域教育の重要性が叫ばれている。現在、大学設置基準第29条の規定により、大学においてボランティア活動を取り入れた授業科目は開設されているが、実施にあたっては、あくまで大学の授業の中で、当該教育施設等と必要事項を協定書に定め、担当教員の指導計画の下に実施されることが適当であると前回提案時に回答を頂いているところである。しかし、この体制では、ボランティアの受け入れ先の数が限られ、学生に幅広い分野でのボランティア経験の機会を提供することが困難であると思われる。 そこで本特別措置により、(株)パソナと大学で協定を締結し、ボランティア受け入れ先の仲介及び活動に対する評価を行い、担当教員を置かない授業を設けることで、学生の自主性を育て、経験できるボランティアの幅を広げる。大学・学生と地域の公共教育機関のパイプを作り、若い力による地域教育の発展・充実、ボランティアがより身近にある社会の創造、より社会性のある教員育成を目指す。		(株)パソナ シャドー キャビネット	東京都	文部科学省
1009010	地方自治体によるスポーツ振興投票の実施を可能に	スポーツ振興投票は、現行では独立行政法人日本スポーツ振興センターのみが実施できることになっており、投票の対象はサッカーだけである。このスポーツ振興投票に、新たに地方自治体が投票対象を独自に定め、自ら実施する投票「地方自治スポーツ振興投票(仮称)」を含めることとする。地方自治体は、この投票による収益をスポーツ振興施策の費用に充てる。	地方自治体が、スポーツの振興に必要な資金を得るため、その住民に対してスポーツ振興投票を実施し、その収益をスポーツ施設の運営費やスポーツ行事の開催費等に充てる。 投票の対象は、あらかじめ文部科学大臣が指定した公益法人が主催する特定スポーツの全国大会とし、複数ある中から自治体を選択する。当該自治体に住所を有する19歳以上の者が参加資格を有する。ただし、当該自治体に納付すべき税金を滞納している者は参加できない。投票券は、お金がある人が有利とならないように1人1枚しか購入できないこととする。払戻金については、発売総額の50%相当額とするが、射幸心をあおりすぎないように上限は100万円とする。その他投票ルール等の詳細は、自治体が条例で定める。また、自治体は、収益の使途等を明確するため、特別会計を設置しなければならない。 この取組みに付随して、投票の対象となったスポーツの注目度アップによる普及、自治体独自の特色ある投票の実施による地域おこし、地方税滞納額の減少(投票に参加したいがために、滞納分を支払う滞納者はいるはずである。)などの効果も期待できる。 詳細は、別紙を参照されたい。		個人	山口県	文部科学省

08 文部科学省(特区第12次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1126020	カモシカ特区	忌避剤と防護柵が設置されているいないに関わらず、カモシカ個体数調整を実施できる特区の設置	<p>(現状) カモシカなど野生鳥獣を保護し健全な森林を育成することは、自然環境を保全する上から極めて重要であるが、一方、林業振興を図る上で野生鳥獣による食害をできるだけ抑えることが求められている。カモシカの成育数の増加により森林被害は深刻となっており、食害をできるだけ抑えることが求められている。現在、カモシカ保護の政策のもと、忌避剤塗布や防護柵設置による物理的、化学的防除方法により対策が実施されている。このため、個体数調整については、急峻な地形等により物理的に忌避剤塗布や防護柵設置が困難な地域のみ、頭数を限り実施されている。</p> <p>(現状の対策) 忌避剤塗布 防護柵 個体数調整</p> <p>(現況の問題点) ・被害対策を実施している箇所については、一定の効果が現れているが、その分、被害対策を実施していない新植造林地に被害が集中している。 ・被害拡大による林業経営意欲の低下</p> <p>(代替措置) ・カモシカの食害被害者や有識者の意見を言える委員会等の設置</p>		A市	その他	文部科学省 環境省